

富津市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

富津市立図書館条例施行規則（令和4年富津市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中「6点」を「10点」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

富津市立図書館条例施行規則（令和4年富津市教委規則第6号）新旧対照表

現 行				改 正 案			
（貸出数量及び期間） 第9条 個人貸出を受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次の表のとおりとする。				（貸出数量及び期間） 第9条 個人貸出を受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次の表のとおりとする。			
種類	図書館資料の数		貸出期間	種類	図書館資料の数		貸出期間
図書・雑誌	6点以内	あわせて6点以内	2週間以内	図書・雑誌	10点以内	あわせて10点以内	2週間以内
視聴覚資料	3点以内			視聴覚資料	3点以内		
2 前項の貸出期間満了後も引き続き図書館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、継続して貸出しを受けることのできる期間は、2週間を限度とする。				2 前項の貸出期間満了後も引き続き図書館資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、継続して貸出しを受けることのできる期間は、2週間を限度とする。			